

# STOP



## 新型コロナウイルス感染症に関する 差別や偏見は許さない

～人権侵害行為を行わないよう、次の点に気をつけて、行動しましょう。～

感染への不安から、不確かな情報や根拠のない噂(うわさ)等に惑わされ、差別につながる行動をとることのないよう、公的機関が提供する正確な情報を確認していただき、人権に配慮した冷静な行動をとりましょう。

**差別や偏見、心ない言動 ～あなたはしていませんか**  
9項目の事例について、何項目該当するか、 チェックしてみましょう。



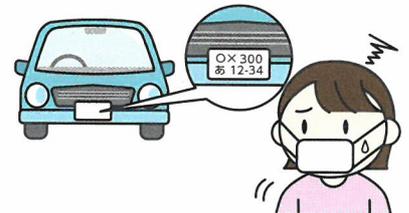
- ① 感染した方やその家族の住所や勤務先の詮索をついついした。



- ② インターネット、SNS等で知りえた情報が正確かどうか確認せず、知り合いに、知らせた。



- ③ 県外ナンバー車両を見かけるとついつい排他的な思いになった。



- ④ 職場で、県外に出張した人には、しばらく近寄らないようにした。



- ⑤ 咳をしている人がいたら、新型コロナウイルスをうつされそうで気分が悪くなったりする。



- ⑥ 子どもたちに、マスクをしていない子がいたら、近寄らないように教えた。



- ⑦ 自分の子どもに、人に接する仕事をしている人の子どもとは遊ばないよう伝えた。



- ⑧ 新型コロナウイルス感染者の治療にあたった医療従事者やその家族には、他の人たちと接触をしないようにしてほしいと思った。



- ⑨ 休業している店があるのに、営業している店を見て許せないと思い、その店に営業しないよう電話をかけた。



● あなたは、いくつチェックができましたか? ●

9項目は、全て無意識のうちに、差別へとつながりかねない人の行動を例にしています。  
みんなで新型コロナウイルスについて、話し合ってみませんか。

# 解説

## ①② 感染者への差別

新型コロナウイルスは、予防していても誰もが感染する可能性があります。感染された方は、とても苦しく不安な日々を送ることになります。興味本位で個人情報を拡散したり、感染者を批判したりしないようにしましょう。

## ③～⑦ 思い込みによる差別

③特に感染者が多い地域の県外ナンバーの車を見ると、ついつい排他的な言動になりがちです。県外から徳島県内の病院に通院されている人、仕事で来県している人等、個々に事情があります。

④⑤新型コロナウイルス感染の影響もあり、咳やくしゃみをするだけで、感染者だと疑われます。咳が出るときは、アレルギー性や風邪(インフルエンザ)など様々な場合が考えられ、決して新型コロナウイルスだけの症状ではありません。

⑥⑦まだまだ十分な判断が育っていない子どもに対して、「あの子に近寄らないように」と言い聞かせることは、いじめを助長し、人を排除していく子どもに育つ可能性があります。触覚過敏でマスクを着用できない人もいます。

## ⑧⑨ 職業における差別

新型コロナウイルス患者の治療や感染防止に取り組む医療従事者や、私たちの生活を支えてくれている人たちへの誹謗中傷が行われると、社会生活の基盤が損なわれることにもつながります。

また、特定の店舗や企業を名指しして「営業をするな」などをSNSに書き込んだり、直接電話したりして業務を妨害する行為は、罪に問われる場合があります。

## ～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染した方や治療・対策に携わった方々及びそのご家族に対する差別やインターネット・SNS上における誹謗中傷、様々な場面での心無い言動が広がっています。

こうしたことが行われると、感染を疑われる症状がでて、検査のための受診や、保健所への正確な行動歴・濃厚接触者の情報提供をためらうなど、感染拡大の防止に支障がでる恐れもあります。

感染は誰にでも起こる可能性があり、「自分が感染したら…」と考えたときに、他の人からされて嫌だなど思うことは、他人にもしないという気持ちを持ちましょう。

このような状況だからこそ、私たち一人ひとりが相手の立場になって考え  
思いやりを持ち、力を合わせ乗り越えましょう。

## 私たちができること

### ● 確かな情報、事実を広める

正確な情報でなければ、人は偏見やステレオタイプ(固定概念)の影響を受けやすくなったり、歪んだ偏見が、強くなったりします。感染を恐れる気持ちは誰にでもありますが、過剰な反応はかえって社会の不安をあおってしまいます。公的機関の提供する正確な情報を入手して、危険は危険と、安全は安全と、正しく伝えることが大切です。適切な生活習慣を保ち、不安にふりまわされないようにしましょう。

### ● 医療関係者に敬意をもつ

医療従事者をはじめ、感染リスクと隣り合わせで働いている人々をたたえることで、彼らに対する批判や偏見を減らすことができます。

### ● 根拠のない話、うわさ、ステレオタイプを正す。

差別・偏見を広げるようなSNS等での投稿や、無責任なうわさ話に惑わされないようにするとともに、偏見を助長する言説や根拠のない話には意義を唱え、正しくしていくことが大切です。

## 相談窓口

### ◆ 人権に関する主な相談先

- 電話による相談 (平日 午前8時30分～午後5時15分)  
みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) **0570-003-110**  
子ども人権110番(全国共通通話料無料) **0120-007-110**  
女性の人権ホットライン **0570-070-810**  
外国語人権相談ダイヤル **0570-090-911**
- インターネット人権相談受付窓口  
<https://www.jinken.go.jp/>

### ◆ 阿波市での特設人権相談

阿波市役所・阿波健康福祉センター・市場総合福祉センター・土成保健センター・吉野地域福祉センターにて開設しております。

詳細につきましては、毎月発行しております広報阿波に開設日時を掲載しておりますので、ご覧ください。